

产学連携協力に関する覚書

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と 金融機関名（以下「乙」という。）は、产学連携に係わる諸活動につき以下のとおり相互に協力することに合意したので本覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し大学の研究成果等を地域社会へより円滑に還元すること、また、情報交換を行うことを通じて地域社会の発展に貢献することを目的として、本覚書を締結する。

（協力事項）

第2条 前条に定める目的を達成するため、次の事項について相互協力をを行う。

- 一 産学連携に係わる事項
- 二 その他甲乙間で協議して定める事項

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、第2条の相互協力により相手方から提出された情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示若しくは漏洩し、又は第1条に規定する以外の目的で利用してはならない。

2 甲及び乙は、本覚書が第4条に定める有効期間の満了又は第5条による解除により効力を失った後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定期間）

第4条 本覚書の有効期間は、この協定の締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から覚書を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本覚書は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本覚書を解除することができる。

（その他）

第6条 本覚書に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行う。

この覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成22年7月20日

甲 埼玉県越谷市三野宮820番地
公立大学法人埼玉県立大学

理事長 _____

乙（住所）
(金融機関名)

(代表者名) _____